

現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領

平成 25 年 3 月 29 日 制定
最終改正令和 7 年 1 月 22 日

(目的)

第 1 条 この要領は、千葉県が発注する工事に係る現場代理人の工事現場への常駐義務緩和の要件及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務緩和の要件)

第 2 条 建設工事請負契約の締結後において、次の各号に該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。

- (1) 工事現場において、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間。
- (3) 工事完成通知書の提出があった日から引渡しまでの期間。
- (4) 請負金額が 500 万円未満の工事。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

2 当該工事の現場代理人が他の千葉県発注工事（公営企業を含む。）、国又は地方公共団体発注工事（ただし、国又は地方公共団体の発注者の承諾が得られている場合に限る。）の現場代理人（主任技術者を兼務する場合を含む。）を兼任することについて、受注者から申し出があり、次の第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

- (1) 建設業法施行令第 27 条第 2 項が適用される場合に該当し、同一の主任技術者が 2 以上の工事を管理するものであるもの。このとき、当該主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。

なお、建設業法施行令第 27 条第 2 項が適用される場合とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施行する場合をいう。また、この規定は監理技術者には適用されない。

- (2) 次のアからウの全ての条件を満たすもの。

ア 兼任する工事は、前項第 1 号から第 3 号に該当するものを除き、すべて請負金額が 4,500 万円未満（建築一式工事にあつては 9,000 万円未満）で

あること。

イ 原則として、兼任する工事の現場は、同一の土木事務所の管内にあること。

ただし、同一の発注機関（出先機関に限る。）が発注する工事の場合は、当該発注機関の管内にあること。

ウ 兼任する工事は、当該工事を含め3件までであること。ただし、前項第4号に該当するものは件数に含めないものとする。

- 3 当該工事の現場代理人が、他の工事の主任技術者を兼務することについて、受注者から申し出があったときは、前項第2号に該当する場合に、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。

（現場代理人兼任等の届出）

第3条 発注者は、当該工事の現場代理人が他の工事の現場代理人を兼任しようとするときは、別記第1号様式により現場代理人兼任届を提出させるものとする。

2 前項の規定に基づき届出のあった現場代理人に変更があったときは、改めて、別記第1号様式により現場代理人兼任届を提出させるものとする。

3 発注者は、現場代理人の兼任の解除について申し出があったときは、別記第2号様式により現場代理人兼任解除届を提出させるものとする。

4 発注者は、前各項の届出を受理したときは、兼任する他の工事の発注機関へその旨を通知するものとする。

5 現場代理人が他の工事の主任技術者を兼務するときは、第1項から第4項の規定を準用するものとする。

（現場代理人兼任届等の省略）

第3条の2 同一発注機関の工事を兼任する場合は、一の工事における現場代理人兼任届等、又は現場代理人兼任解除届の提出により、他の工事における提出は省略することができるものとする。

（現場代理人の責務）

第4条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じるものではない。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

2 現場代理人の兼務に関する事務取扱要領（平成23年3月29日制定）は、廃止する。

附 則

1 この要領は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和7年2月1日から施行する。